糸魚川市いじめの防止等の行動計画

平成31年3月(改定)令和6年4月(改定)

糸魚川市教育委員会

糸魚川市いじめの防止等の行動計画

1	V	いじめの防止の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	-
	(1)	いじめ防止の啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・1	-
	(2)	教職員の資質能力の向上・・・・・・・・・・・・・・・ 1	-
	(3)	児童生徒の人権意識、道徳性、社会性の育成・・・・・・・・・2	2
	(4)	保護者による児童生徒への教育・・・・・・・・・・・・・・3	3
	(5)	いじめに関する情報の共有・・・・・・・・・・・・・・4	Ļ
	· V	・ じめの早期発見の取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	,
	(1)	児童生徒の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・5	,
	(2)	いじめに関する通報や相談体制づくり・・・・・・・・・・・・6	;
	(3)	インターネットの情報監視・・・・・・・・・・・・・・8	}
3	V	じめの対処への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・8	}
	(1)	適切な即時対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8	3
	(2)	学習環境、学習機会の提供・・・・・・・・・・・・・13	3
	(3)	解消後の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・13	3
	(4)	再発防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	3
4	· V	じめ防止のために関係する機関、団体等との連携の取組・・・・・・・14	4
	(1)	糸魚川市いじめ防止連絡協議会・・・・・・・・・・・14	4
	(2)	糸魚川市学校問題解決支援チーム・・・・・・・・・・14	4
	(3)	関係する機関との連携・・・・・・・・・・・・・・14	4
	(4)	家庭、PTA、地域との連携・・・・・・・・・・・・14	4
5	V	でいめ防止等の対策と評価・・・・・・・・・・・・・・14	4
	(1)	いじめ防止等の対策・・・・・・・・・・・・・・14	4
	(2)	いじめ防止等の評価・・・・・・・・・・・・・・1	5

糸魚川市いじめの防止等の行動計画

糸魚川市いじめ防止条例、糸魚川市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止等(いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処)の対策の行動計画を策定するものです。

なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例(以下「県条例」という。)では、「いじめ類似行為」 についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本行動計画におけるいじめの防止 等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に取り扱うもの とする。

1 いじめの防止の取組

いじめを生まない土壌づくりのため、市民全体にいじめの問題の認識を広め、市、学校、家庭、地域と一体となって取り組みます。

教育委員会は、学校の「糸魚川市立学校いじめ防止基本方針」の策定や実践について、指導や助言を 行い、いじめに対する取組の効果、有効性を高めます。

(1) いじめ防止の啓発活動

① 広報、ホームページ(教育委員会)

【ねらい】

o いじめに対する市民の意識を高めます。

〈いじめの影響〉

- ・ 児童生徒の心身の健全な成長及び人格形成に大きな影響を与えること
- ・ いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害すること
- ・ 児童生徒の身体または生命に重大な危険を及ぼすおそれがあること
- o 市、学校、家庭、地域、その他関係者の責務、役割の自覚を促します。
- o 地域、社会全体での連携を強化し、いじめのない社会の実現に向けて取り組みます。

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性を広報紙、ホームページ等で市民へ周知し、いじめを生まない土壌づくりに取り組みます。

② いじめ見逃しゼロ県民運動(県教育委員会、教育委員会、学校)

【ねらい】

- o いじめに対する市民、児童生徒の意識を高めます。
- o 児童生徒が果たすべき責務、役割の自覚を促します。

新潟県の「いじめ見逃しゼロ県民運動」と合わせ、6月と10月を「いじめ見逃しゼロ強調月間」と定めます。

家庭や地域、学校間の連携により地域交流や異年齢交流を進め、児童生徒の社会性育成や見守り体制の構築に取り組みます。

(2) 教職員の資質能力の向上

① 教職員研修(教育委員会、学校)

【ねらい】

- o いじめに対する教職員の意識を高めます。
- o いじめに対処する教職員の知識・理解の向上を図ります。
- o いじめに対処する教職員の実践力を高めます。

ア いじめ、人権の理解

いじめは重大な人権侵害です。人権意識を高め、いじめ問題への正しい理解を深め、いじめを隠したり、軽視したりすることのないように教職員の資質能力を高めます。

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などへの教職員全体の理解度を 高めます。

イ いじめの認知

児童生徒の日常生活に目を配り、児童生徒本人や周囲の状況をきめ細かく観察し、ささいな 兆候に気付くことができる資質能力を高めます。

ウ いじめへの対処

いじめ(インターネットを通じたいじめも含む)に対処にするための研修を実施し、いじめが起きた場合、専門的知識に基づいて対処できる教職員の実践力を高めます。

② 教職員への指導(教育委員会、管理職)

【ねらい】

- o全ての教職員がいじめの問題を理解し、いじめに対処できるようにします。
- o教職員として責任ある言動をとるように努めます。

教育委員会、管理職は、教職員の言動やパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどで児童生徒を傷つけたり、児童生徒のいじめを助長したりすることがないように教職員を指導します。

教職員が児童生徒への教育や指導、又は保護者への説明等をするときにおいては、相手の心情を理解した上で配慮ある発言や行動をとれるようにします。

(3) 児童生徒の人権意識、道徳性、社会性の育成

① 人権教育、同和教育及び道徳教育(学校)

【ねらい】

o児童生徒の思いやりの心、自他の生命を大切にする心を高めます。

ア 人権教育、同和教育

副読本「生きる」を活用した授業やいじめに関する講話をとおして、同和教育を中核に据えた 人権についての理解を深め、自他を大切にする意識を育みます。

イ 道徳教育

体験活動と道徳の時間を関連付けた授業の充実を図るとともに、自分の考えを表現する機会を充実させ、自らの成長の実感を促します。

地域の人々と児童生徒が一緒に活動する場や機会を設定するなど、地域全体で道徳教育を推進します。

ウ 児童生徒の権利主体を育てる人権教育の推進

「児童の権利に関する条約」の理念を基に、いじめ等人権侵害を受けた場合に、嫌なことは嫌だと言える、助けを求めることができる教育を推進します。「児童の権利に関する条約」を学ぶ学習や、関わる教育活動(社会や道徳等の教科学習、特別活動等)を計画的に実施します。

② 社会性の育成(学校、地域)

【ねらい】

o児童生徒の社会性(自己有用感、人間関係づくりの能力、規範意識、困難に対して他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度)を高めます。

児童生徒が安心して学校、学級生活を送り、自己実現を図るため、人とのかかわり、地域とのかかわりを通して社会性を育みます。

- ア 「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」が実感できる授業や学級活動や児童会・生徒会活動などの特別 活動の充実を図ることを通して、児童生徒の自己有用感や人間関係づくりの能力を育成します。 イ 自分や友だちのよいところへの気付きを促し、思いやりの心や相手の立場に立って行動しよ うとする姿勢を育成します。
- ウ あいさつや基本的な礼儀を通して、気持ちを相手に伝える力を育成します。

- エ 他者とかかわり合う活動を通して、人間関係を築く力を高めます。
- オ 地域の行事への参加の呼びかけや地域ぐるみのあいさつ運動等を通して、地域の一員である ことの自覚を高めます。
- カ学校や家庭でのきまりを守る態度や善悪を判断する能力を育てます。
- ③ 情報教育(学校)

【ねらい】

o情報社会で正しい判断ができ、安全のための危険回避の方法を理解します。

児童生徒のインターネットを通したいじめへの関与やトラブルを防止するため、児童生徒に対して、インターネット利用を対象にした情報モラル教育、また、研修会等を実施し、啓発を行います。

④ いじめの防止の取組の支援(教育委員会)

【ねらい】

o学校のいじめ防止の取組の効果を高めます。

中学校区単位で活動するいじめ防止の取組を支援します。

⑤ 児童生徒による取組(学校、児童生徒)

【ねらい】

oいじめ問題に対する児童生徒の主体的な行動を促します。

ア 人間関係づくりの能力の育成(学校)

児童生徒が児童生徒同士の人間関係を築く力を身に付けるため、学級活動や児童会・生徒会活動等の特別活動を学校全体で意図的・計画的に推進します。

イ 児童生徒の主体的な取組(児童生徒)

年間を通して児童会・生徒会で「いじめ見逃しゼロスクール運動」を展開し、児童生徒が主体的に考え、いじめをなくし、いじめを解消するため、主体的に行動できるようにします。

児童生徒によるいじめ見逃しゼロスクール集会を支援し、児童生徒の主体的な取組を促進します。

ウ インターネットの正しい使用

児童生徒はインターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深め、いじめやトラブルにつながる使用はしないようにします。

⑥ 適切な援助希求が出せる力の育成(学校)

SOSの出し方に関する授業等を通して、児童生徒が困った時や悩みがあるときに、適切に援助 希求ができる力を育成します。

(4) 保護者による児童生徒への教育

① 家庭教育への支援(教育委員会、学校)

【ねらい】

o児童生徒の社会性を育てる家庭の教育力を向上させます。

保護者が児童生徒への規範意識、道徳に関する教育を家庭でできるように学習の情報を提供します。

学校は、いじめの状況を適切に保護者へ周知し、保護者はいじめの現状を理解し、学校が講じるいじめ防止等の取組に協力します。

② インターネットの利用に関する情報の提供(教育委員会、学校)

【ねらい】

oインターネットを通したいじめの状況や通信機器の正しい利用方法に関する保護者の理解を 深め、保護者の具体的な対応を促します。 学校及び教育委員会は、児童生徒のインターネットを通したいじめへの関与やトラブルを防止するため、保護者への研修会等を実施し、啓発します。

また、小・中・高校生、保護者向け「インターネット、電子メディアのルール」を策定し、その 普及に取り組みます。

ア 保護者への啓発

- ・教育委員会は、学校にインターネットを通じたいじめやトラブルに関する事例研修の実施を指示し、外部講師派遣等の支援を行います。
- ・研修会等を通して、保護者に必要な知識や対応方法を伝えます。
- イ 小・中・高校生、保護者向け「インターネット、電子メディアのルール」の策定と啓発 保護者に対し、児童生徒と話し合って使用する時間や場所、フィルタリングの設定等に関する 家庭のルールづくりを促します。
 - ・保護者は、児童生徒に通信機器を与える際に、機能を確認し、不適切な使用を防止するための措置を講じます。
 - ・保護者は、家庭内で使用の際のルールをつくります。
 - ・保護者は、児童生徒のインターネット利用状況を適宜点検します。
- ③ 保護者による見守り (家庭)

【ねらい】

- o児童生徒の健全育成のため、指導や見守りを行います。
- ・家族とのふれあいの機会を設け、心身の安定を図ります。
- ・地域の人々との交流等を通して人と関わり合う喜びを実感させます。
- ・社会生活を営む上で必要な規範意識を育みます。
- ・人と関わる上でのマナー等を指導します。

(5) いじめに関する情報の共有

学校及び教育委員会は、各学校のいじめの状況を情報共有することで、全学校のいじめの防止に取り組みます。

① 学校内の情報共有(学校)

【ねらい】

o全ての教職員が、いじめ問題について共通の認識をもちます。

学校は、学校いじめ防止対策委員会を中心として、いじめ問題の情報について教職員間で共通認識を図ります。

【学校いじめ防止対策委員会の役割】

目的	いじめの防止等に関する措置を実効的、組織的に行います。
構成員	・校長、教頭、生徒指導担当教諭、学年主任、人権教育、同和教育担当教諭、不登
	校担当教諭、養護教諭、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者及びその
	他学校関係者
委員会	・学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止の計画の策定、取組の検証を行い
の役割	ます。
	・いじめ、またはいじめの疑いに関する相談及び通報の窓口、並びに情報の収集、
	事実の確認、記録及び情報の共有、並びに関係する児童生徒への指導または支援
	体制、対応方針の決定を行います。
委員の	_〈校長、教頭〉_
役割	・学校いじめ防止基本方針を全教職員で共通理解できるよう指導します。
	・学校いじめ防止対策委員会を開催し、いじめ、またはいじめの疑いのある事象に
	対して、学校の基本的な支援体制、対応方針を決定します。

- 教育委員会と情報を共有し、連携を図ります。
- 〈生徒指導担当、学年主任、人権教育、同和教育担当、不登校担当〉
- ・いじめ、またはいじめの疑いがある案件の情報を収集し、事実を確認します。関係する児童生徒への指導または支援体制、対応方針を協議します。
- 〈養護教諭、心理・福祉等に関する専門家、その他学校関係者〉
- ・いじめ、またはいじめの疑いに関する案件に関係する児童生徒の支援について、 児童生徒の健康面、心理面等の専門的知見に基づいて事案を協議します。
- ② 学校間の情報共有(教育委員会、学校)

【ねらい】

○全ての学校のいじめの状況を把握し、糸魚川市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針に則り、防止に向けて取り組みます。

教育委員会と学校は、いじめの状況、いじめの取組を共有し、全ての小・中・特別支援学校でのいじめの防止に向け、以下について取り組みます。

- ア 教育委員会は、各学校のいじめの状況を把握し、必要な支援を行うために、毎月、各学校から「いじめ認知報告」を提出させます。
- イ 教育委員会は、小・中・特別支援学校間の連携の充実を図るため、担当指導主事が中学校区 校長会へ定期的に出席し、指導・助言します。
- ③ 教育委員会の情報共有(教育委員会)

【ねらい】

o全体でいじめの問題を考え、防止に向けて取り組む体制をつくります。

定例教育委員会でいじめの状況を定期的に報告し、いじめの取組を点検し、いじめの防止に向けた対応を検討します。

④ PTA、地域との連携(学校)

【ねらい】

o学校のいじめの現状、いじめ防止の取組についてPTA、地域と連携していじめの防止に 取り組みます。

PTA、地域に対し学校のいじめの現状、いじめ防止の取組について情報を提供します。

PTA、地域といじめの問題について協議する場を設け、連携していじめの防止に取り組みます。

2 いじめの早期発見の取組

いじめの早期発見のため、全ての大人が連携し、児童生徒に目を向け、児童生徒の変化に気付き、抱える悩みや不安の状況の把握に努めます。また、児童生徒が相談しやすい体制、環境づくりを図り、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ります。

(1) 児童生徒の把握

定期的ないじめに関するアンケートの実施、また児童生徒の行動の変化に目を配り、児童生徒の状態、人間関係を把握し、いじめの悩みや不安を早期に発見します。

① 日常の児童生徒の観察(学校)

【ねらい】

o学校は、児童生徒の変化の要因を把握し、相談、解消に向けて取り組みます。

全教職員で児童生徒をよく見て、話をよく聴き、話しかけ、寄り添う等、日頃から児童生徒に接しながら、児童生徒の変化を丁寧に観察します。

また、全教職員で連携し、児童生徒の情報を共有し、見守ります。

② アンケート等の実施(学校)

【ねらい】

o学校は、児童生徒の学校での生活意欲や満足度を把握し、早期指導につなげます。

定期的なアンケート及び年2回のhyper-QU検査で児童生徒の学校生活意欲と学級満足度などを把握し、人間関係の悩みや不安を早期に発見し、速やかに対応します。

いじめに関するアンケート調査は原則として無記名式とするが、児童生徒の本音を引き出せるような内容や実施方法、頻度を検討し、記名式と無記名式とを必要に応じて使い分けるなど工夫して行うとともに、複数の教職員で記入内容を確認し、速やかに対応します。また、いじめの調査に係る情報や資料は、確実に保管します。保管期間は原則として5年間とします。

③ 関係機関との連携(学校)

【ねらい】

o学校は、児童生徒の情報を共有し、児童生徒の心身の状況変化の把握に努めます。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、生徒指導支援員、看護師などの専門家と連携を図り、心身の状況の把握に努めます。

④ 児童生徒の欠席状況の把握(学校)

【ねらい】

o学校は、児童生徒の心身の状況変化に早期に対応し、解消に向けて速やかに取り組みます。

児童生徒が連続して学校を休んだ場合、保護者への連絡や家庭訪問を行い、欠席の理由を把握 し、理由がいじめの場合、その要因の早期解消を図ります。

県が推奨する「子どもと共に1・2・3運動」を一層推進し、欠席の初期段階から教職員が組織的に対応します。

- ※「子どもと共に1・2・3運動」
 - ・欠席1日目…欠席家庭に連絡し、保護者又は本人から状況を聞く。(方法は問わない。)
 - ・欠席2日目…児童生徒の具体的な状況を電話等により把握する。
 - ・欠席3日目…家庭訪問を実施し、保護者又は本人と面談する。
- ⑤ 市民、地域による児童生徒の見守り(市民、地域)

【ねらい】

o市民や地域、団体等の地域ぐるみで児童生徒を見守ります。

市民または地域の組織、団体等は、日頃から児童生徒の変化の気付きに努め保護者、学校へ連絡します。

(2) いじめに関する通報や相談体制づくり

児童生徒がいじめに関する悩みや不安を相談しやすい環境づくりと信頼関係を構築します。また、 児童生徒がいじめに関する通報しやすい体制づくりを図ります。また、保護者に相談体制を十分に周 知し、保護者の悩みに応えます。

① 相談体制

【ねらい】

o児童生徒、保護者がいじめ発生を通報しやすく、または相談しやすい環境をつくります。

ア 教育相談員(教育委員会)

教育相談員による定期的な教育相談を小・中学校で実施し、児童生徒からいじめに関する悩みや相談を聴き、いじめの早期発見を図ります。

イ スクールカウンセラー (県教育委員会)

学校や地域における相談指導体制の充実を図り、いじめや不登校等の解決と防止に取り組みます。

ウ スクールソーシャルワーカー (教育委員会、県教育委員会)

児童生徒を取り巻く環境に問題があるとき、関係機関等と行動、連携しながら、保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供を行い、児童生徒を中心に、様々な人たちと共に問題解決を図ります。

② 相談窓口の周知 (県教育委員会、教育委員会、学校)

【ねらい】

o児童生徒、保護者の悩みや不安の解消を図ります。

児童生徒及び保護者の抱える悩みや不安を早期に相談できるように、いじめに関する相談窓口 の周知に努めます。

- ア 新潟県いじめ・不登校等相談電話(毎日24時間)025-285-1212
- イ 24 時間子どもSOSダイヤル (毎日24 時間) 0120-0-78310
- ウ 新潟県いじめ・不登校等相談メール i jime@mailsoudan.org (月曜から金曜8:30~17:15)
- エ 新潟県いじめSNS相談 (LINEアプリによる事前登録が必要) (相談時間は、平日は午後5時~午後10時まで、休日は午後3時~午後8時まで)
- オ 新潟県立教育センター教育相談

いじめ、不登校を中心に教育問題全般の相談を受け付けます。

悩み事相談テレホン 025-263-4737 (月曜から金曜 9:10~16:00)

来所相談・電話相談 025-263-9029 (月曜から金曜 9:00~17:00)

カ 新潟県教育委員会いじめ対策室

(月曜から金曜 8:30~17:15) 025-280-5124

青少年や保護者の悩みに関して、どこに相談したらよいか分からない場合、適切な相談機関を 紹介するなどの支援を行っています。

キ 上越教育事務所いじめ相談(月曜から金曜9:00~17:00)

025-526-9376

ク 糸魚川市教育相談センター (月曜から金曜9:00~16:00)

糸魚川市寺町 2-8-32 025-553-1617

• 来訪相談

教育相談センターにおいて、電話相談及び直接面談による相談を行います。

・心の教室相談

学校を訪問し、いじめ・不登校や悩み、子育て相談等について、児童生徒及び保護者や教職 員との相談を行います。

• 訪問相談

不登校や引きこもりがちな児童生徒の家庭を訪問し、支援や相談を行います。

ケ 新潟県警察上越少年サポートセンター

上越市仲町 4-2-23 025-526-4970

コ 糸魚川市教育委員会こども課「ファミリーHOT (ほっと) ライン L

(月曜から金曜8:30~17:15) 025-550-1008

子育てに関するあらゆる悩みごと、相談ごとに対応します。

③ 校内体制づくり(学校)

【ねらい】

o学校は、児童生徒が悩みや不安を相談しやすい環境づくりに努めます。

ア 人間関係、信頼関係づくり

学校は、児童生徒一人ひとりへの声かけ、見守りなど、日頃からの教育活動や生活記録ノート、連絡帳の児童生徒とのやりとりなど、児童生徒から信頼される関係づくりに取り組みます。

イ 相談しやすい環境づくり

児童生徒のいじめに関する相談や通報の窓口として、相談室・相談ポスト等を設けます。

(3) インターネットの情報監視(県教育委員会、教育委員会)

【ねらい】

o学校外のいじめにつながる不適切な情報を早期に把握します。

新潟県教育委員会が委託したネットパトロール業者がインターネット上の不適切な情報やいじめに 関する情報を調査し、いじめにつながる書き込み等を認めた場合、関係する学校に対し、書き込みの 情報を提供し、該当児童生徒への指導を指示します。

3 いじめの対処への取組

学校は、いじめを把握した場合、組織的に行動し、教育委員会、関係機関と連携を図り、適切に対応します。

(1) 適切な即時対応

① いじめの速やかな対応と報告(学校)

【ねらい】

oいじめを認知したときは、速やかに適切な対応を図ります。

学校は、いじめを認知した場合、学校いじめ防止対策委員会を中心として、事態に係る情報を収集、整理し、速やかに教育委員会へ報告します。

② 学校への指導、支援(教育委員会)

【ねらい】

oいじめの認知の報告を受けたときは、学校の初期対応に対し、支援・指導を行います。

報告を受けた教育委員会は、学校の指導体制及び対応方針を確認し、必要な指導及び学校いじめ防止対策委員会の体制の支援を行います。

ア 学校への指導

教育委員会は、学校のいじめの初期対応、調査方法、調査体制、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒への支援や指導について、関係機関との連携を確認し、適切に行うように指導します。

イ 体制の支援

学校いじめ防止対策委員会で専門的な知識を有する委員を必要とする場合、人選及び人的な体制づくりの支援を行います。

【いじめを受けた児童生徒の心の悩みに対応する場合】

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士、公認心理士等

【いじめを受けた児童生徒の精神状態を捉える場合、または自己回復を図る必要がある場合】 精神科医

【いじめが犯罪行為として扱われる事態、またはいじめにより児童生徒の生命、身体または財産 に重大な恐れがある事態の場合】

警察、児童相談所、弁護士

③ いじめの関係者への適切な対応(学校、教育委員会)

【ねらい】

oいじめの関係者へ学校、教育委員会の組織体制で対応します。

学校は、学校いじめ防止対策委員会及び全ての教職員で情報を共有し、指導、支援する体制を つくります。

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者

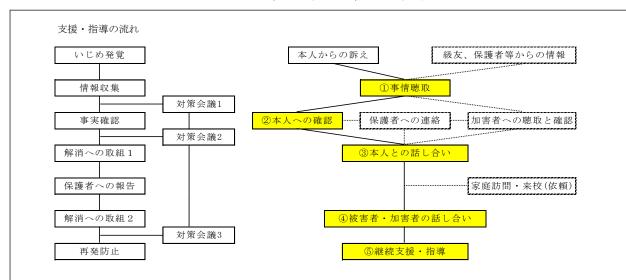
学校は、いじめの事実を確認し、いじめを受けた児童生徒及びその保護者へその事実関係を適切な方法で説明します。また事案に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師等と連携して対応します。

また、教育委員会は、その学校の連携体制づくりを支援し、対応を指導します。

学校及び教育委員会は、いじめを受けた児童生徒を適切に保護するとともに、心のケアを行い、いじめを受けた児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように支援します。

学校は、いじめられた児童生徒の信頼できる人(親しい友人、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添う体制をつくります。

■いじめを受けた児童生徒への対応例



■留意点

事情聴取

本人の心情を十分に理解しながら、「いつ、どこで、だれが・・・」などできるだけ具体的な状況を聴取する。記録を残し、再確認のための資料にする。

② 本人への確認

本人が不安から事実を否定する場合、教師は味方であり、最善の努力をする事を約束するなどを伝える。また、本人の親しい友人に聞いてもらうなど工夫し事実を明らかにする。

③ 本人との話し合い

話し合いには十分時間をかけ、本人の納得できる方法を講ずる。また、約束事は厳守する。

④ 被害者・加害者の話し合い

必ず管理職が立ち会う。謝罪だけでなく、本人の不安解消を中心に何度も話し合う。 話し合いは、児童生徒同士だけ、保護者同士だけ、児童生徒・保護者同席の場合が考えられる ので、問題の程度によって判断する。特に、被害者の要望は十分配慮する。

(5) 継続支援・指導

定期的カウンセリングの実施、日常の触れ合い、観察、保護者との連絡を継続して行う。

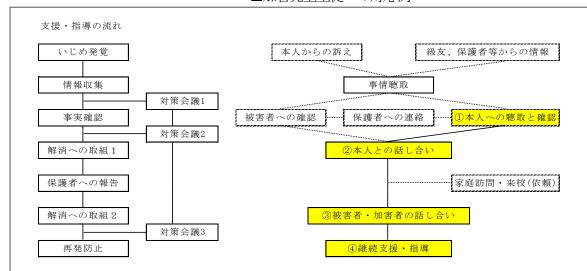
イ いじめを行った児童生徒及びその保護者

学校は、いじめを行った児童生徒からいじめを行った原因を聞き取り、その原因を解消するための助言をするとともに、いじめは許されないことを指導します。

学校は、いじめを行った児童生徒の保護者へ事実関係を説明し、保護者から児童生徒へいじめ に関する人権の教育と適切な指導をするように助言、支援します。また事案に応じて、スクール カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師などと連携して対応します。また、教育委員 会は、その学校の連携体制づくりを支援し、対応を指導します。

いじめの原因が家庭環境にあると考えられる場合などは、学校は教育委員会及び関係する機関と連携し、いじめを行った児童生徒の保護者と協議し、改善に向けた支援を行います。

■加害児童生徒への対応例



■留意点

① 本人への聴取と確認

加害者が複数の場合、担当者が別々につき、一人一人話を聞く。後で、話をつき合わせいじめの構造を明らかにする。そのため、不明確な点は再度確認し記録しておく。

加害者が「ふざけ」や「遊び」と言う場合も、その場ではいじめかどうかの判断はせずに、その 内容をきちんと聞いておく。

事情聴取は、不用意に周囲に知れることがないように配慮する。また、一方的な説論にならないよう、いじめに至った心情とその経過を明らかにするよう聞く。

② 本人との話し合い

加害者が複数人の場合、話し合いは一人一人別々に行う。担当教師も別々にする。いじめ行為に対しては、毅然とした態度で指導する。また、強い反発が予想される場合、心情を理解しながら十分に時間をかけて説論し、反省を促すように話し合う。

③ 被害者・加害者の話し合い

必ず管理職が立ち会う。謝罪だけでなく、被害者の不安解消を中心に話し合う。本人には、これから被害者との関係をどうするか、改善すべき言動等についてなど、約束という形にするまで話し合う。

④ 継続支援・指導

日常の触れ合い、観察、必要に応じたカウンセリングの実施、保護者との連絡を継続して行う。

■留意点

① 保護者からの訴え

必ず家庭訪問して直接話を聞く。また、早急に経過を報告することを伝える。

② 保護者への連絡

加害者、被害者への事情聴取や事実確認を実施したことを、当日の内に家庭訪問して、その主旨を必ず伝える。

③ 保護者への報告

被害者の保護者には、経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後の解消への取組について話し合い、了承と協力を依頼する。

加害者の保護者には、いじめの具体的内容や状況、いじめを受けた子どもの心情を正確に伝え、 今後の学校の取組について、了承と協力を依頼する。その際、事実について、なかなか理解してく れない場合、理解を得るために十分時間をかけて話し合う。

④ 保護者間の協議

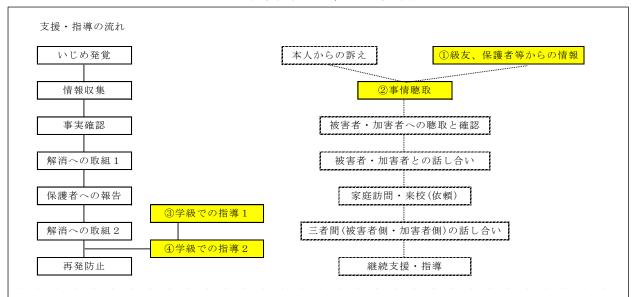
必ず管理職が立ち会う。学校の指導方針等を伝え、保護者同士の協力事項を協議する。保障等の 話が予想される場合は、保護者同士が納得するまで、十分に時間をかけて協議する。その際、記録 を必ず残す。

ウ 周囲の児童生徒

学校は、いじめの発生を児童生徒へ周知し、教職員及び児童生徒の学校全体で、再発防止のための取組を行います。

学校は、児童生徒によるいじめの再発防止に向けた話合いや主体的な取組を喚起します。 児童生徒は、いじめを起こさない風土づくりへ主体的に取り組みます。

■周囲の児童生徒への対応例



■留意点

① 級友、保護者等からの情報

級友など、周囲の子供たちから情報があった場合、その勇気ある行動を誉め、できる限り具体的な事実を聞く。また、話を容易に広めないように指導する。

② 事情聴取

情報収集としての事情聴取は、被害者や情報提供者が親しくしている子どもたちから個別に教室外で話を聞く。「いじめ」や「ふざけ」を見かけたことがあるか、それは、「いつ、どのようなことであったか」など、具体的な事実を聞くようにする。

③ 学級での指導1

「いじめ問題」について、秘密にしておくことが学級内の不信感を増幅させるなど弊害をもたらすと予想される場合、被害者、加害者の了解を得て、学級での指導1の中で、当人の気持ちに配慮しながら経過等を知らせる。また、級友としてできることを考えさせる。

④ 学級での指導2

学級での指導2でいじめ問題が解消したことを知らせる。また、「いじめは絶対許されない行為である」ということを再認識させ、「いじめをなくすための方法」や「いじめを出さない方法」など、具体的な取組について話し合う契機にする。

エ 被害者側と加害者側の話し合い

いじめの解消のために、学校の管理職の立ち会いのもとに、被害者側へ加害者側から謝罪するなど、児童生徒の良好な関係が築かれるように双方で話し合う機会を設けます。

(2) 学習環境、学習機会の提供

いじめが原因で学校での学習が困難となった児童生徒に安心して学習できる環境づくりや学習機会を提供します。

① 校内適応指導教室(学校)

【ねらい】

o教室での学習が困難になった児童生徒が安心して学習できる場を提供します。

学校は、いじめが原因で教室での学習が困難となった児童生徒への学習を行い、学級への復帰を支援します。

② 市適応指導教室(教育委員会)

【ねらい】

o学校へ復帰できるまでの間、安心して学習できる場を提供します。

教育委員会は、いじめが原因で不登校となった児童生徒への学習支援を行い、学校への復帰を 支援します。

③ 家庭訪問(学校、教育委員会)

【ねらい】

o学校への復帰に向けて、家庭訪問による相談支援を行います。

いじめが原因で不登校となった児童生徒の家庭へ定期的に訪問し、原因の解消に向けた助言、支援を行い、学校への復帰に向けた学習を支援します。

(3) 解消後の対応(学校)

【ねらい】

oいじめに関係した児童生徒の心のケアや相談を継続します。

学校は、いじめの解消後も、継続して児童生徒の行動を観察し、定期的に相談を実施します。

(4) 再発防止

学校または教育委員会は、同種のいじめの発生を防止するため、いじめの発生の原因を把握し、またいじめの防止のために必要な取組を検証し、学校、教育委員会、関係機関が連携して必要な措置を講じます。

① いじめ防止対策委員会(学校)

【ねらい】

oいじめが発生した原因を検証して、原因の解消、再発防止を図ります。

学校はいじめの発生の原因を整理、検証し、いじめ防止対策委員会で同種のいじめの再発を防止するための措置を協議します。

② 糸魚川市いじめ問題専門委員会(教育委員会)

【ねらい】

o再発防止のため、関係機関と連携し、適切な対応を図ります。

糸魚川市いじめ問題専門委員会は、教育委員会からの諮問を受け、重大事態と同種の事態の再発を防止するための提言を行います。

教育委員会はその提言を受け、必要な措置を講じ、糸魚川市いじめ防止連絡協議会と連携し、 再発防止に努めます。

4 いじめ防止のために関係する機関、団体等との連携の取組

いじめの防止等に関係する関係機関等と連携し、社会全体でいじめの防止等に向けて取り組みます。

(1) 糸魚川市いじめ防止連絡協議会(市、教育委員会)

【ねらい】

oいじめ防止に関係する機関が連携して、社会全体でいじめの防止に取り組みます。

糸魚川市及び教育委員会は、いじめの防止等に関係する関係機関等と連携し、社会全体でいじめの 防止等に向けて取り組みます。

(2) 糸魚川市学校問題解決支援チーム(市、教育委員会)

【ねらい】

o児童生徒の指導上の問題や学校と保護者等関係者との間に起きた問題の解決に取り組みます。

糸魚川市及び教育委員会は、児童生徒の指導上の問題並びに学校と保護者等関係者との間に起きた問題の解決に向け、専門的な見地からの指導、助言及び援助を行い、問題解決に取り組みます。以下は各関係機関の役割です。

(3) 関係する機関との連携(市、教育委員会)

【ねらい】

oいじめ発生時に早期に対応できる体制づくりを図ります。

いじめが犯罪行為として扱われる事態、またはいじめにより児童生徒の生命、身体または財産に被害の恐れがある事態への対応のため、警察、法務局、児童相談所などの関係機関との連携を図ります。

① 糸魚川警察署

犯罪行為の恐れがある事案への対応のため、相談や連絡体制を整えます。

- ② 新潟県警察上越少年サポートセンター 問題行動のある児童生徒の立ち直りに向けて、連携して指導を行います。
- ③ 新潟地方法務局糸魚川支局 児童生徒の人権に影響の恐れがある事案の対応のため、相談や連絡体制を整えます。
- ④ 上越児童相談所

児童生徒の保護その他児童生徒の福祉に関する事項について相談し、専門的知見に基づいて必要な指導を行います。

(4) 家庭、PTA、地域との連携(学校)

【ねらい】

o家庭、PTA、地域と連携・協力していじめの防止に取り組みます。

学校は、学校評議員会や地域関係諸団体などの会合を利用して、いじめの現状、いじめ防止等の取組を説明し、理解を得て、保護者、家庭及び地域と協力、連携して取り組みます。

5 いじめ防止等の対策と評価

(1) いじめ防止等の対策

① 糸魚川市いじめ問題専門委員会(市、教育委員会)

【ねらい】

oいじめ防止等の取組の効果を高めます。

糸魚川市及び教育委員会は、糸魚川市いじめ防止連絡協議会との連携のもと、いじめの防止等のための調査研究、有効な対策に向けて取り組みます。

② 糸魚川市いじめ防止連絡協議会(市、教育委員会)

【ねらい】

o関係機関の取組を情報共有し、いじめ防止等の対策の効果を高めます。

糸魚川市及び教育委員会は、いじめの防止等の対策を関係機関と連携して、いじめ防止等の取組を検証します。

③ 糸魚川市学校問題解決支援チーム(市、教育委員会)

【ねらい】

o再発防止に向けた支援策の効果を高めます。

弁護士、スクールソーシャルワーカー、教職員経験者、人権擁護委員からなる支援チームで、対応について検証します。

④ 糸魚川市青少年問題協議会(市、教育委員会)

【ねらい】

o関係機関へ情報を提供し、いじめの防止等の対策を図ります。

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立について必要な重要事項を調査、 審議します。

(2) いじめ防止等の評価

① いじめ防止等の評価(教育委員会)

【ねらい】

o各校のいじめ防止等の行動計画に基づく取組を適切に評価します。

教育委員会は、学校のいじめ防止等に対する取組状況や達成状況を適切に評価し、評価結果を踏まえて学校の取組を指導します。

② いじめ防止等の取組の検証、見直し(学校)

【ねらい】

o保護者や地域住民の理解と協力を得て、より実効性のある対策に改善します。

学校は、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止対策を点検、評価、改善し、有効な取組を推進します。

また、学校は、いじめ防止等の取組、いじめの現状を個人情報やプライバシーに配慮し、保護者 へ周知します。